

## とよた SDG s ポイント発行制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、とよた SDG s ポイント（以下「ポイント」という。）発行制度に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (発行対象者)

第2条 ポイントを発行できる対象者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）は、対象としない。

- (1) 豊田市（以下「市」という。）
- (2) 企業及び団体
- (3) その他、市が適当と認める者

### (対象となる活動)

第3条 ポイント発行の対象となる活動は、豊田市民を対象とした SDG s の達成に資する活動等で、次に該当するものを除く。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 市の信用や品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのあるもの
- (4) ポイント制度の目的に反し、イメージを傷付けるおそれのあるもの
- (5) その他、市が適当でないとするもの

### (費用負担)

第4条 ポイントの発行費用については、1ポイントを1円に換算した上、全てポイントを発行した者（以下「発行者」という。）の負担とする。

2 とよた SDG s ポイント発行費用の支払い方法等については、発行者と、市が指定する事業者で協議するものとする。

### (発行の申請)

第5条 ポイントの発行を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として発行の開始を希望する日の1か月前までに、『とよた SDG s ポイント発行申請書』（様式1）を市に提出しなければならない。

2 ポイント発行に際し発行端末の貸出及びポイント引換券（以下「引換券」という。）の発行を希望する者は、『とよた SDG s ポイント発行申請書』（様式1）の所定の欄にその旨を明示するものとする。

### (登録の通知等)

第6条 市は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、『とよた SDG s ポイント発行通知書』（様式2）により、申請者にポイント発行及び端末貸出の可否を通知するものとする。

(発行の変更)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに『とよた SDG s ポイント発行変更申請書』(様式3)を市に提出しなければならない。

(変更の通知等)

第8条 市は、前条の規定により、申請を受理したときは、その内容を審査し、『とよた SDG s ポイント発行変更通知書』(様式4)により、申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第9条 発行端末の貸出期間は、原則1月以内とする。ただし、市が認める場合は、1月を超えて貸借することができる。

2 借受者は、第6条に基づく通知書に記載する貸出期間満了日までに、発行端末を直接市へ持参し返却しなければならない。

3 借受者は前項の規定にかかわらず、市から発行端末の返却を求められた場合は、速やかに返却しなければならない。

(転貸の禁止)

第10条 借受者は、市から借り受けた発行端末を第三者に転貸してはならない。

(破損又は紛失等)

第11条 借受者は、貸出期間中に、発行端末を破損又は紛失等した場合は、速やかに市に連絡し、その指示に従うものとする。

2 借受者は、発行端末の破損又は紛失等により市へ損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(ポイント引換券の発行)

第12条 発行者は、引換券の裏面に、発行者の店舗名を記載しなければならない。

2 発行者は、毎月月初めに、「とよた SDG s ポイント引換券 数量報告書」(様式5)により、配布した引換券の数量、増刷した引換券の数量及び残りの引換券の数量を報告しなければならない。

3 ポイント発行を終了する場合、「とよた SDG s ポイント引換券 数量報告書」(様式5)により、残りの引換券の数量を報告し、残りの引換券を市へ返却しなければならない。

(機密事項等の開示の禁止)

第13条 発行者は、発行期間及び発行期間終了後において、ポイント発行に際して知り得た技術上及び業務上等の機密事項を、第三者に開示してはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、とよた SDG s ポイント発行に関して必要な事項は、環境政策課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。